

トヨタモビリティ東京(株)の取組みに関する経過概略(補足資料)

1. トヨタモビリティ東京(株)による提案概要

トヨタ・モビリティ基金を活用し、総合生活支援サービスと称する月額会員制のサービスを検討する提案がなされた。

総合生活支援サービスとは、移動支援サービス(デマンド交通等¹)と生活支援サービス(移動販売やカルチャー教室等)を併せたサービスであり、月額会員制による有償化を目指すものである。

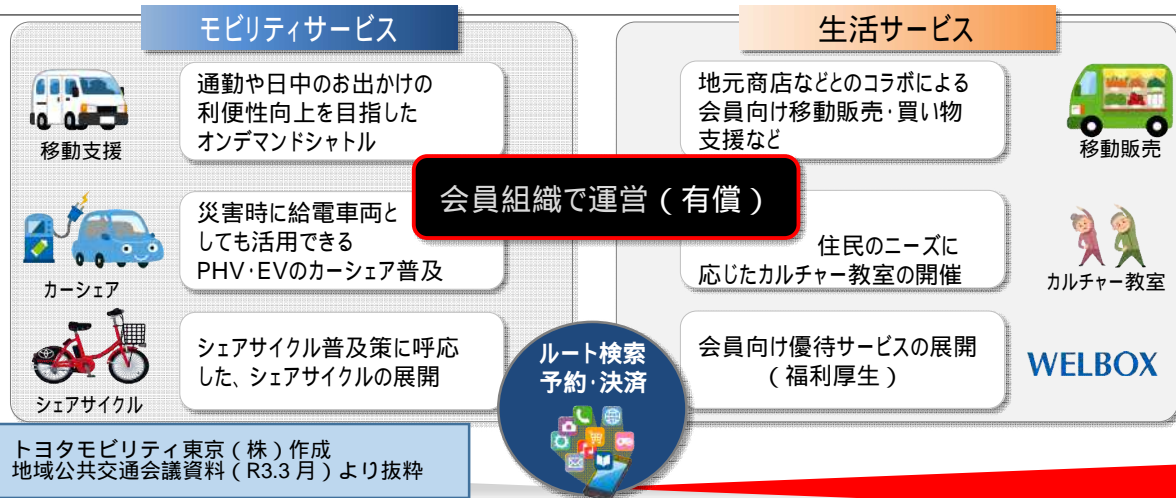
このうち、移動支援サービスの無償トライアルを令和2年11月より実施しており、有償化時には「道路運送法上の許可・登録を要しない運送²」としての事業化を目指していた。

- 1 日中時間帯におけるデマンド交通及び朝の通勤時間帯におけるバス停送迎サービス
- 2 主にボランティア団体や、自治会などによる地域の助け合いで実施される移動サービスを指し、燃料代の範囲あるいは無料で提供されるもの。自家用車両(白ナンバー)を用いる。

Toyota
Mobility
Tokyo

トヨタモビリティ東京が目指す新たな総合生活サービスの検討

クルマを通じてだけでなく、「生活全般」においてトヨタのアセットを活用した「生活サービス」の提供を目指す「会員制」として移動や、様々な業種と連携した魅力あるサービスの提供で、「地域の困りごと解決」をサポート



2

2. この間の経緯概略

(1) 前回地域公共交通会議(令和3年3月1日書面開催)までの経緯

国土交通省関東運輸局(以下「関東運輸局」という。)に対し、総合生活支援サービスが有償化される場合、移動支援サービスが「道路運送法上の許可・登録を要しない輸送」にあたるか確認する中、該当しない可能性がある旨の指摘を受けた。そのため、トヨタモビリティ東京(株)とともに事業計画の詳細等に関東運輸局に報告する等、課題解決に向けた確認・調整を行ってきた。

なお、こうした課題解決に向けた調整のため、令和3年3月までであった無償トライアルを同年9月まで延長し、10月からの有償化を目指すこととしていた。

(2) 前回地域公共交通会議（令和3年3月1日書面開催）以降の経緯

令和3年4月下旬に、関東運輸局から、本提案における最終的な見解が示され、事業提案であった総合生活支援サービスの一環として「道路運送法上の許可・登録を要しない輸送」により移動支援サービスを実施することは困難な状況となった。

トヨタモビリティ東京（株）からは、関東運輸局の見解を踏まえ、既存公共交通事業者との連携も含め、代替事業の検討を行いたい旨の報告を受けたため、区としても検討状況を確認してきた。

【関東運輸局の見解】

トヨタモビリティ東京（株）が今回提案した移動支援サービスは、営利事業活動の一環とみなす。したがって、総合生活支援サービスとしての会員制（月額会費）による徴収であっても、運送の対価とみなされ、「道路運送法上の許可・登録を要しない輸送」としての事業展開は適当ではない。

3. 代替事業の検討とトライアルの終了について

トヨタモビリティ東京（株）は、既存公共交通事業者との連携による事業化（事業委託を含む）などについて検討を行ったが、いずれも採算性や実現・継続性等に課題が残ることが報告された。

このため、令和3年10月からの有償化は行わず、移動支援サービスの無償トライアル（登録者の募集含む）は、9月末で終了することとなった。

なお、今後、トヨタモビリティ東京（株）より具体的な代替事業が示された場合、改めて検討内容の実現性を確認し、関係機関との調整を図っていくこととする。